

○独立行政法人国際観光振興機構在外職員給与規程

(平成15年10月1日規程第9号)

改正 平成15年11月27日規程第32号
平成15年12月26日規程第33号
平成16年3月31日規程第45号
平成16年6月14日規程第2号
平成16年12月2日規程第5号
平成17年3月31日規程第13号
平成18年1月17日規程第2号
平成18年1月27日規程第5号
平成18年3月31日規程第15号
平成18年4月6日規程第24号
平成18年8月31日規程第32号
平成19年3月30日規程第13号
平成19年4月9日規程第15号
平成19年6月22日規程第18号
平成20年3月26日規程第3号
平成20年4月14日規程第32号
平成20年6月9日規程第34号
平成20年8月27日規程第36号
平成20年11月17日規程第38号
平成21年1月14日規程第1号
平成21年4月22日規程第14号
平成21年8月19日規程第17号
平成21年11月9日規程第18号
平成21年12月22日規程第33号
平成21年12月28日規程第39号
平成22年3月31日規程第4号
平成22年7月30日規程第7号
平成22年10月29日規程第13号
平成23年3月31日規程第5号
平成23年11月22日規程第8号
平成23年11月29日規程第10号
平成23年11月29日規程第11号
平成23年12月27日規程第12号
平成24年4月9日規程第27号
平成24年7月31日規程第33号
平成24年10月12日規程第34号
平成25年4月1日規程第8号
平成25年6月28日規程第12号
平成25年9月2日規程第13号
平成25年11月21日規程第18号
平成26年3月7日規程第1号
平成26年4月1日規程第6号
平成26年6月5日規程第8号
平成26年9月30日規程第14号
平成27年3月3日規程第1号
平成27年3月31日規程第34号
平成27年4月22日規程第40号
平成28年3月3日規程第5号
平成28年5月16日規程第20号
平成28年8月25日規程第24号
平成28年10月28日規程第25号

平成 28 年 11 月 25 日	規程第 29 号
平成 28 年 11 月 29 日	規程第 30 号
平成 29 年 1 月 27 日	規程第 2 号
平成 29 年 3 月 13 日	規程第 7 号
平成 29 年 4 月 18 日	規程第 18 号
平成 29 年 8 月 9 日	規程第 23 号
平成 29 年 11 月 27 日	規程第 32 号
平成 30 年 4 月 9 日	規程第 11 号
平成 30 年 8 月 22 日	規程第 48 号
平成 30 年 11 月 22 日	規程第 54 号
平成 31 年 3 月 29 日	規程第 7 号
平成 31 年 4 月 16 日	規程第 13 号
令和元年 8 月 21 日	規程第 20 号
令和元年 11 月 12 日	規程第 24 号
令和 2 年 4 月 22 日	規程第 12 号
令和 2 年 10 月 1 日	規程第 20 号
令和 2 年 12 月 7 日	規程第 21 号
令和 3 年 3 月 31 日	規程第 1 号
令和 3 年 5 月 11 日	規程第 7 号
令和 4 年 2 月 8 日	規程第 2 号
令和 4 年 6 月 24 日	規程第 16 号
令和 4 年 8 月 9 日	規程第 21 号
令和 4 年 9 月 26 日	規程第 22 号
令和 4 年 11 月 8 日	規程第 33 号
令和 5 年 2 月 3 日	規程第 1 号
令和 5 年 5 月 24 日	規程第 13 号
令和 5 年 8 月 8 日	規程第 16 号
令和 5 年 9 月 5 日	規程第 17 号
令和 5 年 11 月 27 日	規程第 20 号
令和 6 年 2 月 5 日	規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）の海外に勤務する職員（以下「在外職員」という。）の給与及び号俸に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 在外職員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 本俸
- (2) 扶養手当
- (3) 在勤手当
 - イ 在勤基本手当
 - ロ 配偶者手当
 - ハ 住居手当
 - ニ 子女教育手当
- (4) 期末手当
- (5) 勤勉手当

(本俸、扶養手当、期末手当及び勤勉手当)

第 3 条 本俸、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、この規程中に特別の定めがある場合を除くほか、独立行政法人国際観光振興機構職員給与規程（平成 15 年規程第 7 号。以下「給与規程」という。）に基づいて支給し、その額は同規程に規定する本俸及び扶養手当の月額にそれぞれ 100 分の 80 を乗じて得た額とし、期末手当及び勤勉手当の額は 100 分の 80 を乗じて得た後の本俸及び扶養手当の月額に基づき算定する。

(本俸、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の支給期間)

第 4 条 前条に規定する本俸、扶養手当、期末手当及び勤勉手当は、第 6 条に規定する在勤基本手当の支給期間、支給する。

(在勤基本手当)

第5条 在勤基本手当は、在外職員が海外事務所において勤務するのに必要な衣食等の経費に充当するために支給し、その月額は、別表第1の定める額に従い、海外事務所の所在地及び理事長が定める号の別によって定める額とする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、その額を減ずることができる。

2 前項本文の場合において、海外事務所長以外の在外職員の号を1号とすることはできない。
(在勤基本手当の支給期間)

第6条 在勤基本手当は、在外職員が在勤地に到着した日の翌日から帰国（出張又は休暇のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日又は新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）支給する。

2 外国において新たに在外職員となった者には、その日から在勤基本手当を支給する。

3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。

4 在外職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。

5 在外基本手当の支給の期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された在外職員であつて、在勤地を出発した日から在勤地に到着する日までの期間が60日を超える者には、第1項の規定にかかわらず、60日を超える期間についての在外基本手当は、支給しない。

(配偶者手当)

第7条 配偶者手当は、配偶者（在外職員を除く。）を伴う在外職員に支給し、その月額は、当該職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の100分の20に相当する額とする。

(配偶者手当の支給期間)

第8条 配偶者手当は、在勤基本手当の支給期間において在外職員の配偶者が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（その配偶者が当該在外職員の在勤地において配偶者となった場合には、配偶者となった日）から在勤基本手当の支給期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合には、その配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった場合又は死亡した場合は、配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで、支給する。

2 配偶者手当の支給を受ける在外職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。ただし、配偶者手当の支給を受ける在外職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、当該在外職員の配偶者が帰国のため在勤地を出発する日の前日まで、引き続き当該配偶者に配偶者手当を支給することができる。

(配偶者手当の支給を受ける在外職員の扶養手当)

第9条 配偶者手当の支給を受ける在外職員の扶養手当は、配偶者に係る分は、支給しない。

(住居手当)

第10条 住居手当は、在外職員が海外事務所において勤務するのに必要な住居費に充当するために支給し、その月額は、在外職員が居住している家具付でない住宅の1か月に要する家賃の額（別に定める額を除く）に相当する額から、別表第2に定める控除率を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、住居手当の月額は、別表第2の定めるところに従い、海外事務所の所在地及び理事長が定める号の別によって定める額（次項において「限度額」という。）を超えないものとする。

2 前項ただし書（限度に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、次のいずれかに掲げる者（次条において「配偶者等」という。）を伴う海外職員以外の者に支給する住居手当の月額の限度は、限度額の80/100に相当する額とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 子（主として海外職員の収入によって生計を維持している者に限る。)

(住居手当の支給期間)

第11条 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

2 外国において新たに在外職員となった者には、その日から住居手当を支給する。

- 3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた在外職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。
- 4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる在外職員には、第1項の規定にかかわらず、180日以内においてその事故の存する間、従前のおり住居手当を支給することができる。
- 5 在外職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、在外職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日を超えない期間に限り、当該在外職員が死亡当時伴っていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。
- 6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
(子女教育手当)

第12条 子女教育手当は、在外職員の子のうち次に掲げるもので主として当該在外職員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給し、その月額は、年少子女1人につき8,000円とする。

- (1) 3歳以上18歳未満の子
 - (2) 18歳に達した子であって、就学する学校（年少子女の就学地における教育制度による大学又はこれに準ずる学校を除く。）において18歳に達した日に所属する学年（18歳に達した日がいずれの学年にも属さない場合には、直前に所属していた学年をいう。）の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの
- 2 在外職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として理事長が指定する地（以下この項及び第5項において「指定地」という。）に所在する海外事務所に勤務する在外職員の年少子女（6歳以上の年少子女であって学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）が当該海外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額（我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し在外職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として別に定める額をいう。以下この条において同じ。）を控除した額を加算した額とする。
- (1) 在外職員の年少子女が当該在外職員の勤務する海外事務所の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうちいずれか少ない額
 - イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（子女教育手当の支給に関する内規（平成15年達第19号）で定める費目に係るものに限る。以下この条及び次条第三項において「必要経費」という。）として理事長が当該在外職員の勤務する海外事務所の所在する指定地において標準的であると認定する額
 - ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額
 - (2) 在外職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうち最も少ない額
 - イ 前号イに規定する額
 - ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として理事長が標準的であると認定する額
 - ハ 前号ロに規定する額
- 3 在外職員の勤務する海外事務所の所在する地であつて、当該在外職員の年少子女に適当な学校教育を受けさせることができない地として理事長が定める地に所在する海外事務所に勤務する在外職員の年少子女が当該海外事務所の所在する地以外の地（本邦を除く。）において学校

教育を受けるときにおける当該在外職員に支給する子女教育手当の月額、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、次の各号に規定する額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。

- (1) 在外職員の勤務する海外事務所の所在する地以外の地における学校教育に係る必要経費として理事長が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定する額
- (2) 前項第1号ロに規定する額

- 4 前2項の場合において、在外職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（理事長が指定する施設に限る。）が所在し、かつ、当該年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場合として理事長が定める場合に該当しないときは、加算される額は、15万円を限度とする。
- 5 指定地に所在する海外事務所に勤務する在外職員の年少子女（6歳未満の年少子女、又は6歳以上の年少子女であって学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該海外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該在外職員に支給する子女教育手当の月額は、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。この場合において、加算される額は、5万千円を限度とする。
（子女教育手当の支給期間）

第13条 子女教育手当は、在外職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該在外職員の年少子女（次項の規定に該当するものを除く。以下この項において同じ。）が当該在外職員の在勤地に到着した日の翌日（在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては、年少子女に該当することとなった日）から、当該在外職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。）にあってはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで、支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

- 2 在外職員の年少子女が当該在外職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると理事長が認める場合に限り、前項の規定に準じて理事長が定めるところにより、当該在外職員に子女教育手当を支給する。
- 3 第一項の規定にかかわらず、在外職員が当該在外職員の年少子女が教育を受ける教育施設に現に要する当該年少子女に係る必要経費の前払をした場合において、当該在外職員が子女教育手当に関する内規で定めるやむを得ない事情により帰国（出張のための帰国を除く。）又は新在勤地への転勤を命ぜられたときは、前条各項に規定する当該在外職員に支給する子女教育手当については、既に支給した分の翌月分から当該前払の対象となる期間が終了するまでの期間（子女教育手当に関する内規で定める期間に限る。）の各月の月額を合算した額を一括して支給することができる。ただし、当該教育施設から前払をした必要経費の全部又は一部の返還を受けたときは、その額を当該合算した額から控除するものとする。
- 4 子女教育手当を受ける在外職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。ただし、前項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りでない。
- 5 前各項に定めるもののほか、第1項ただし書の期間がやむを得ない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。
（給与の支給方法）

第14条 本俸、扶養手当及び在勤手当は、毎月17日（ただし、その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とし、15日より前に繰り上げとなる場合は、17日よりあとの最も近い休日でない日）に支払い、期末手当及び勤勉手当は、給与規程に定める日に支給する。ただし、在勤国の法令等に基づいて、支払日の定めがある場合は、その定める日に支給する。

2 本俸、扶養手当、在勤手当、期末手当及び勤勉手当は、前項に規定する支給日までに、東京における為替相場により在勤国の通貨又は外国為替取引に関する事情等を考慮して理事長が指定する国の通貨に換算して送金する。なお、住居手当の支給方法については、これを別に定める。

3 前項の規定により当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

4 第2項の規定にかかわらず、同項に定める給与の支給は、当該職員が指定する者に本邦通貨をもって行うことができる。この場合において、給与が在勤手当の場合には、理事長の承認を要するものとする。

（本俸、扶養手当及び在勤手当の支払）

第15条 本俸、扶養手当及び在勤手当の計算期間は、月の1日から月の末日までとする。

2 本俸、扶養手当及び在勤手当の月額が月の中途において変更（新たに支給され又は支給されなくなる場合を含む。）されたときは、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって算出された額をそれぞれの月の本俸、扶養手当及び在勤手当の月額とする。

（公租公課の支給）

第16条 在外職員がその在勤地の法令に基づいてその給与について公租公課を課せられたときは、その者に対しその全額を支給する。

（端数処理）

第17条 在勤手当については、この規程の規定により計算した金額に端数を生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

（実施に関し必要な事項）

第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 在外職員の給与及び号俸に関する規程（昭和39年国際観光振興会規程第17号）は、廃止する。

3 機構設立の際、国際観光振興会（以下「振興会」という。）の職員であったもので、引き続き、この規定の適用を受ける在外職員となった者が平成15年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合、その者に支給する住居手当の月額については、第10条の規定にかかわらず、当該家賃の額に別表第2に定める控除額を乗じて得た額を控除しないこととする。

附 則（平成15年11月27日規程第32号）

（施行期日）

この規程は、平成15年11月27日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則（平成15年12月26日規程第33号）

（施行期日）

この規程は、平成16年1月1日から施行する。ただし、別表第1中、トロントについては、平成15年10月1日から適用する。

附 則（平成16年3月31日規程第45号）

（施行期日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月14日規程第2号）

(施行期日)

この規程は、平成 16 年 6 月 15 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 12 月 2 日規程第 5 号)

(施行期日)

この規程は、平成 16 年 12 月 2 日から施行し、平成 16 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 17 年 3 月 31 日規程第 13 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 14 条第 2 項の規定は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 バンコク観光宣伝事務所に勤務する職員であって、平成 17 年 3 月 31 日において居住していた住宅に引き続き居住している者の住居手当の月額に係る限度額については、第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

附 則 (平成 18 年 1 月 17 日規程第 2 号)

(施行期日)

この規程は、平成 18 年 1 月 17 日から施行し、改正後の別表第 1 は、平成 17 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 18 年 1 月 27 日規程第 5 号)

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 31 日規程第 15 号)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 4 月 6 日規程第 24 号)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 6 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 北京観光宣伝事務所、上海観光宣伝事務所及びシンガポール観光宣伝事務所に勤務する職員であって、平成 18 年 3 月 31 日において居住していた住宅に引き続き居住している者の住居手当の月額に係る限度額については、第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

附 則 (平成 18 年 8 月 31 日規程第 32 号)

この規程は、平成 18 年 8 月 31 日から施行し、平成 18 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 3 月 30 日規程第 13 号)

この規程は、平成 19 年 3 月 30 日から施行し、平成 18 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 4 月 9 日規程第 15 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 9 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 19 年 6 月 22 日規程第 18 号)

この規程は、平成 19 年 6 月 22 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 3 月 26 日規程第 3 号)

この規程は、平成 20 年 3 月 26 日から施行し、改正後の別表第 1 は平成 19 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 4 月 14 日規程第 32 号)

この規程は、平成 20 年 4 月 14 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 6 月 9 日規程第 34 号)

この規程は、平成 20 年 6 月 9 日から施行し、改正後の別表第 1 は平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 8 月 27 日規程第 36 号)

この規程は、平成 20 年 8 月 27 日から施行し、改正後の別表第 1 は平成 20 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 20 年 11 月 17 日規程第 38 号)

この規程は、平成 20 年 11 月 17 日から施行し、改正後の別表第 1 は平成 20 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 21 年 1 月 14 日規程第 1 号)

この規程は、平成 21 年 1 月 14 日から施行し、改正後の別表第 1 は平成 21 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 21 年 4 月 22 日規程第 14 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 22 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 21 年 8 月 19 日規程第 17 号)

この規程は、平成 21 年 8 月 19 日から施行し、平成 21 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 21 年 11 月 9 日規程第 18 号)

この規程は、平成 21 年 11 月 9 日から施行し、平成 21 年 11 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 21 年 12 月 22 日規程第 33 号)

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 12 月 28 日規程第 39 号)

この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 31 日規程第 4 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 7 月 30 日規程第 7 号)

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 10 月 29 日規程第 13 号)

この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日規程第 5 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 11 月 22 日規程第 8 号)

この規程は、平成 23 年 11 月 22 日から施行し、改正後の別表 1 は平成 23 年 4 月 1 日から、第 12 条の規定は平成 23 年 5 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 23 年 11 月 29 日規程第 10 号)

この規程は、平成 23 年 11 月 29 日から施行し、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 23 年 11 月 29 日規程第 11 号)

この規程は、平成 23 年 11 月 29 日から施行し、平成 23 年 11 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 23 年 12 月 27 日規程第 12 号)

この規程は、平成 23 年 12 月 27 日から施行し、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 24 年 4 月 9 日規程第 27 号)

1 この規程は、平成 24 年 4 月 9 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

2 上海事務所勤務する職員であって、平成 24 年 3 月 31 日において居住していた住宅に引き続き居住している者の住居手当の月額に係る限度額については、第 10 条の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

附 則 (平成 24 年 7 月 31 日規程第 33 号)

この規程は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 10 月 12 日規程第 34 号)

この規程は、平成 24 年 10 月 12 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日規程第 8 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 6 月 28 日規程第 12 号)

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 25 年 9 月 2 日規程第 13 号)

この規程は、平成 25 年 9 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 11 月 21 日規程第 18 号)

この規程は、平成 25 年 11 月 21 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 7 日規程第 1 号)

この規程は、平成 26 年 3 月 7 日から施行し、平成 25 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日規程第 6 号)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 6 月 5 日規程第 8 号)

この規程は、平成 26 年 6 月 5 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 26 年 9 月 30 日規程第 14 号)

この規程は、平成 26 年 10 月 1 日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 27 年 3 月 3 日規程第 1 号)

この規程は、平成 27 年 3 月 3 日から施行し、平成 26 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日規程第 34 号)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 27 年 3 月 31 日において住居手当の支給を受けている者については、当該住居手当の認定期間が満了するまでの間は、改正前の規程により家賃の額を算定する。

附 則 (平成 27 年 4 月 22 日規程第 40 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 22 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 27 年 10 月 28 日規程第 44 号)

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 12 月 25 日規程第 48 号)

1 この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行し、改正後の別表 1 (シドニー事務所及びトロント事務所を除く) は平成 27 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 5 月 16 日規程第 20 号)

この規程は、平成 28 年 5 月 16 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 8 月 25 日規程第 24 号)

この規程は、平成 28 年 8 月 25 日から施行し、平成 28 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 10 月 28 日規程第 25 号)

この規程は、平成 28 年 10 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 11 月 25 日規程第 29 号)

この規程は、平成 28 年 11 月 25 日から施行し、平成 28 年 11 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 28 年 11 月 29 日規程第 415 号)

この規程は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 中、モスクワについては平成 28 年 12 月 1 日、マドリードについては平成 28 年 12 月 16 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 1 月 27 日規程第 2 号)

この規程は、平成 29 年 1 月 27 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 中、ハノイについては、平成 29 年 1 月 31 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 13 日規程第 7 号)

この規程は、平成 29 年 3 月 20 日から施行する。ただし、別表第 1 及び別表第 2 中、マニラについては、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 4 月 18 日規程第 18 号)

この規程は、平成 29 年 4 月 18 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 29 年 8 月 9 日規程第 23 号)

この規程は、平成 29 年 8 月 9 日から施行し、平成 29 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 29 年 11 月 27 日規程第 32 号)

この規程は、平成 29 年 11 月 27 日から施行し、平成 29 年 11 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 30 年 4 月 9 日規程第 11 号)

この規程は、平成 30 年 4 月 9 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 30 年 8 月 22 日規程第 48 号)

この規程は、平成 30 年 8 月 22 日から施行し、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 30 年 11 月 22 日規程第 54 号)

この規程は、平成 30 年 11 月 22 日から施行し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日規程第 7 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 4 月 16 日規程第 13 号)

この規程は、平成 31 年 4 月 16 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和元年 8 月 21 日規程第 20 号)

この規程は、令和元年 8 月 26 日から施行する。

附 則 (令和元年 11 月 12 日規程第 24 号)

この規程は、令和元年 11 月 12 日から施行し、令和元年 11 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 2 年 4 月 22 日規程第 12 号)

この規程は、令和 2 年 4 月 22 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (令和 2 年 10 月 1 日規程第 20 号)

この規程は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 12 月 7 日規程第 21 号)

この規程は、令和 2 年 12 月 7 日から施行し、令和 2 年 12 月 4 日から適用する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日規程第 1 号)

1 この規程は、令和 3 年 3 月 31 日から施行し、令和 2 年 8 月 1 日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第 1 から別表第 1 の 3 の在勤基本手当の額が、令和 2 年規程第 12 号、令和 2 年規程第 20 号及び令和 2 年規程第 21 号における各別表第 1 において対応する額を下回る場合、改正前のそれぞれの規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則 (令和 3 年 5 月 11 日規程第 7 号)

1 この規程は、令和 3 年 5 月 11 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の令和 3 年規程第 1 号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当及び住居手当の内払とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当及び住居手当の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当は、改正後の規程による概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則 (令和 4 年 2 月 8 日規程第 2 号)

1 この規程は、令和 4 年 2 月 8 日から施行し、令和 4 年 1 月 1 日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の令和 3 年規程第 7 号の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則 (令和 4 年 6 月 24 日規程第 16 号)

1 この規程は、令和 4 年 6 月 24 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の令和 4 年規程第 2 号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則 (令和 4 年 8 月 9 日規程第 21 号)

この規程は、令和 4 年 8 月 13 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 9 月 26 日規程第 22 号)

1 この規程は、令和 4 年 9 月 26 日から施行し、令和 4 年 8 月 1 日から適用する。

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の令和 4 年規程第 2 号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規

定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則 (令和 4 年 11 月 8 日規程第 33 号)

- 1 この規程は、令和 4 年 11 月 8 日から施行し、令和 4 年 8 月 1 日から適用する。ただし、モスクワ事務所は令和 4 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の令和 4 年規程第 22 号の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (令和 5 年 2 月 3 日規程第 1 号)

- 1 この規程は、令和 5 年 2 月 3 日から施行し、令和 5 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の令和 4 年規程第 33 号の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規定による在勤基本手当の内払とみなす。
- 3 別表第 1 の 2 に定める所在地に係る在勤基本手当の額は、令和 4 年 4 月から 7 月までの月分については、別表第 1 の規定にかかわらず、当該所在地につきそれぞれ別表第 1 の 2 に定める額とする。
- 4 前項の規定を適用する場合には、改正前の令和 4 年規程第 16 号の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則 (令和 5 年 5 月 24 日規程第 13 号)

- 1 この規程は、令和 5 年 5 月 24 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の令和 5 年規程第 1 号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。
- 4 広州、成都、マニラ、ハノイ、ドバイにあっては、令和 5 年 3 月 31 日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和 5 年 8 月 8 日規程第 16 号)

この規程は、令和 5 年 8 月 8 日から施行し、令和 5 年 8 月 13 日から適用する。

附 則 (令和 5 年 9 月 5 日規程第 17 号)

- 1 この規程は、令和 5 年 9 月 5 日から施行し、令和 5 年 8 月 1 日から適用する。ただし、別表第 1 中、ストックホルムについては、令和 5 年 8 月 13 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の令和 5 年規程第 16 号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則 (令和 5 年 11 月 27 日規程第 20 号)

- 1 この規程は、令和 5 年 11 月 27 日から施行し、令和 5 年 11 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の令和 5 年規程第 17 号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の在勤基本手当の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の概算払とみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則 (令和 6 年 2 月 5 日規程第 1 号)

- 1 この規程は、令和 6 年 2 月 5 日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の令和5年規程第20号（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

別表第1(第5条関係)

在勤基本手当の月額
(令和6年1月1日)

所在地	1号	2号		3号	4号	5号	6号	7号
		甲	乙					
	円	円	円	円	円	円	円	円
ソウル	549,600	515,300	479,200	458,000	400,800	343,500	297,700	274,800
北京	650,300	610,700	568,000	544,900	479,000	413,200	360,500	334,100
広州	609,700	571,600	531,600	508,100	444,500	381,100	330,200	304,800
上海	669,500	627,700	583,700	557,900	488,200	418,400	362,600	334,700
成都	556,800	523,200	486,500	467,000	410,900	354,800	309,900	287,400
香港	755,400	708,100	658,600	629,500	550,800	472,100	409,100	377,600
台北	755,400	708,100	658,600	629,500	550,800	472,100	409,100	377,600
デリー	577,600	547,700	509,400	497,900	448,000	398,200	358,300	338,300
ジャカルタ	471,600	443,300	412,200	396,000	348,800	301,500	263,700	244,800
シンガポール	662,600	621,200	577,700	552,200	483,100	414,100	358,900	331,300
バンコク	512,600	480,600	447,000	427,200	373,900	320,400	277,700	256,300
マニラ	472,100	443,700	412,600	396,400	349,100	301,800	264,000	245,000
ハノイ	468,800	440,600	409,800	393,700	346,700	299,800	262,200	243,400
クアラルンプール	467,600	438,300	407,600	389,600	340,900	292,200	253,300	233,700
シドニー	507,600	475,900	442,600	423,000	370,200	317,300	275,000	253,800
ニューヨーク	711,700	667,300	620,600	593,100	518,900	444,900	385,600	355,900
ロサンゼルス	696,200	652,700	607,000	580,100	507,600	435,200	377,100	348,100
トロント	553,600	519,000	482,700	461,300	403,700	346,100	299,900	276,800
メキシコ	695,000	652,700	607,000	582,100	511,700	441,100	384,700	356,500
ローマ	565,600	530,300	493,200	471,300	412,400	353,500	306,400	282,800
ロンドン	655,500	614,500	571,500	546,200	477,900	409,700	355,100	327,700
ストックホルム	552,300	517,800	481,500	460,300	402,800	345,200	299,200	276,100
マドリード	552,200	517,700	481,400	460,200	402,700	345,200	299,100	276,100
フランクフルト	570,100	534,400	497,000	475,000	415,600	356,300	308,800	285,000
パリ	567,200	531,800	494,600	472,700	413,600	354,500	307,300	283,600
モスクワ	553,800	522,000	485,500	469,000	416,000	363,000	320,600	299,400
ドバイ	641,400	601,300	559,200	534,500	467,700	400,900	347,400	320,700

別表第2（第10条関係）

住居手当の月額限度額
（令和5年8月13日）

所在地	単位	控除率	1号	2号		3号	4号	5号
				甲	乙			
ソウル	ウォン	15.3%	3,830,487	3,388,508	3,151,313	2,946,529	2,651,876	2,357,223
北京	アメリカ合衆国ドル	8.2%	5,390	4,768	4,434	4,146	3,731	3,317
広州	アメリカ合衆国ドル	10.6%	4,158	3,678	3,421	3,199	2,879	2,559
上海	アメリカ合衆国ドル	9.0%	4,886	4,322	4,019	3,758	3,382	3,382
成都	アメリカ合衆国ドル	12.8%	3,427	3,031	2,819	2,636	2,372	2,109
香港	香港ドル	5.9%	56,760	50,211	46,696	43,662	39,296	34,929
台北	アメリカ合衆国ドル	16.4%	2,679	2,372	2,205	2,061	1,854	1,547
デリー	インド・ルピー	17.6%	197,577	174,779	162,545	151,982	136,784	121,586
ジャカルタ	アメリカ合衆国ドル	11.8%	3,723	3,293	3,063	2,864	2,578	2,578
シンガポール	シンガポール・ドル	7.6%	8,066	7,135	6,636	6,205	5,585	4,964
バンコク	タイ・バーツ	14.6%	108,580	96,051	89,327	83,523	75,171	66,818
マニラ	アメリカ合衆国ドル	15.5%	2,831	2,505	2,329	2,178	1,960	1,742
ハノイ	アメリカ合衆国ドル	10.5%	4,201	3,717	3,457	3,232	2,909	2,586
クアラルンプール	マレーシア・リングギ	29.9%	6,494	5,746	5,343	4,996	4,496	3,997
シドニー	オーストラリア・ドル	13.3%	4,812	4,257	3,959	3,702	3,332	2,961
ニューヨーク	アメリカ合衆国ドル	7.8%	5,652	5,000	4,650	4,348	4,285	3,809
ロサンゼルス	アメリカ合衆国ドル	11.1%	3,973	3,514	3,268	3,056	2,750	2,444
トロント	カナダ・ドル	19.6%	2,924	2,587	2,406	2,249	2,024	1,799
メキシコ	アメリカ合衆国ドル	14.9%	2,943	2,603	2,421	2,264	2,038	1,811
ローマ	ユーロ	20.6%	2,090	1,849	1,719	1,607	1,446	1,286
ロンドン	スターリング・ポンド	12.8%	2,883	2,551	2,372	2,218	1,996	1,774
ストックホルム	スウェーデン・クローネ	21.1%	21,953	19,419	18,060	16,887	15,198	13,509
マドリード	ユーロ	19.4%	2,218	1,961	1,824	1,706	1,535	1,364
フランクフルト	ユーロ	18.8%	2,290	2,026	1,884	1,761	1,585	1,409
パリ	ユーロ	14.4%	2,992	2,647	2,462	2,301	2,071	1,841
モスクワ	アメリカ合衆国ドル	6.8%	6,448	5,704	5,305	4,960	4,464	3,968
ドバイ	アラブ首長国連邦ディルハム	10.5%	15,570	13,774	12,809	11,977	10,779	9,581